

ガス小売事業の事前登録等に関する経済産業局長への事務委任について

(趣旨)

電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則において、経済産業大臣は、①ガス小売事業の事前登録、②指定旧供給区域等の指定等、③指定旧供給区域等小売供給約款の事前認同等、④一般ガス導管事業者の最終保証供給約款に係る事前届出の変更命令等をしようとする際に、新ガス事業法第177条の規定の例により又は改正法附則第36条第1項第1号から第4号までの規定に基づき、あらかじめ電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かなければならないとされている。

一方、ガス小売事業の事前登録に係る権限（委員会への意見聴取を含む。）については、一定の場合、ガス小売事業に係る業務を行う区域を管轄する経済産業局長に事務委任されている。また、その他の権限（委員会への意見聴取を含む。）については、改正法附則において、一定の場合、供給区域等を管轄する経済産業局長に委任されている。

そこで、ガスの小売事業の全面自由化に向けて、これらの事前に対応する必要がある案件については、地域特性を踏まえた判断、委員会事務の効率的な運用の観点から、先日御議論いただいた一般ガス導管事業に係る託送供給約款の認同等と同様に、委員会の意見に係る事務についても各経済産業局長に事務委任することを御検討いただく。

主なポイント

1. 改正法附則等における登録等に係る事務又は権限の経済産業局長への委任

改正法附則等によって経済産業大臣から経済産業局長に委任されている事務又は権限は、ガス小売事業に係る業務を行う区域又は供給区域若しくは供給地点が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるガス事業者（当該区域内におけるガスメーターの取付数が百万個を超えるものを除く。）のものに関する事業規制である。

2. 意見に係る事務の経済産業局長への委任

経済産業局長に対してガス小売事業の事前登録の事前申請等があれば、経済産業局長から委員会に対し意見聴取がなされることとなるが、

- ① 経済産業局長にガス事業の許可等の権限が委任されているガス事業は、各地域の需要に応じて供給区域等が点在し、事業者数も多く、比較的小規模な事業者が大多数となっており、その許可等の事務も、定型的な処理に馴染むものが中心であること、
- ② 委員会としての適正取引の審査の観点からも、地域の特性を踏まえた事実認定に関して現場を所管管轄する経済産業局に知見があること、

などを踏まえると、地域特性を踏まえた判断、及び委員会事務の効率的な運用の観点から、委員会の指導監督の下、経済産業局は随時案件を事務局に報告し、事務局は定期的に当該認可の実績等を委員会会合で報告することを前提に、委員会の意見に係る事務を各経済産業局長に対し事務委任の形式で委任して差し支えないものと考えられる（なお、事務委任は経済産業省の先例に従ったものであるが、その法的性質は授權代理と考えられる。）。このため、別紙のとおり各経済産業局長に委任することに関し、御検討いただく。

なお、市場や需要家に対する影響が大きいことが推測される案件については、経済産業局長が案件を把握した時点で早期に事務局への連絡を求めることとする。

(案)

番 号
年 月 日

別記 宛て

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法等の一部を改正する等の法律に関する事務の委任について

上記の件について、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）の規定に基づく本職の権限に係る事務のうち、下記に係る命令等（電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成28年政令第49号。その後の改正を含む。）第4条の表第2号から第5号までの規定により貴職に権限が委任されたものに限る。）をしようとする際に改正法附則第36条第1項第1号から第4号までの規定により意見を述べることに係るもの及び改正法附則第16条第2項の登録（20160713資エ第2号により貴職に事務が委任されたものに限る。）をしようとする際に改正法第5条の規定による改正後のガス事業法（昭和29年法律第51号）第177条の規定の例により意見を述べることに係るものは、貴職に委任する。

なお、本委員会事務局において、法の施行状況等を一元的に把握する必要があるため、委任した事務の処理後、翌月10日までに関係書類の写しを、本委員会事務局に提出することとする。

記

- (1) 改正法附則第19条第2項の命令に関すること。
- (2) 改正法附則第19条第4項の承認に関すること。
- (3) 改正法附則第22条第1項及び第28条第1項の指定に関すること。
- (4) 改正法附則第26条第1項及び第4項並びに第32条第1項及び第4項の認可に関すること。

別記

北海道経済産業局長

東北経済産業局長

関東経済産業局長

中部経済産業局長

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長

近畿経済産業局長

中国経済産業局長

四国経済産業局長

九州経済産業局長

内閣府沖縄総合事務局長